

特別養護老人ホーム しゃんぐりら 運営規程

(介護予防短期入所生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ハートフル記念会が開設する特別養護老人ホームしゃんぐりら（以下「事業所」という。）が行う、指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法について理解しやすいよう説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。
- 6 居宅サービス計画に沿った介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームしゃんぐりら（併設型短期入所生活介護事業）
- (2) 所在地 川崎市幸区東小倉 6-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2名
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置を行う。
- (3) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じる他、適切なサービスが提供されるよう、事業者のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携業務を行う。
- (4) 看護職員 4名以上
看護職員は、健康チェック等を行い、利用者の健康状態を的確に把握するとともに健康保持のための適切な措置を行う。
- (5) 介護職員 65名以上
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため

に必要な機能訓練を行う。

(7) 栄養士 3名

(利用定員)

第5条 事業所の定員は、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護合わせて10名とする。

2 災害等やむをえない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用できない。

(説明及び同意)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ることとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容、利用料等)

第7条 指定介護短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 相談・助言等に関すること
- (8) レクリエーション行事の実施
- (9) 介護予防短期入所生活介護計画の作成

(相当期間以上に渡り継続的に利用を予定する場合)

- (10) その他利用者が適切なサービスを利用できる為の便宜の提供

2 介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際の利用料は、法定代理受領分に該当する場合、介護報酬の告示上の額とする。

3 前項の支払を受ける額のほか、別紙料金表のとおり支払いを受けるものとする。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について文書及び口頭にて説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、原則としてサービスに係わる利用料等を当該サービスの提供後に速やかに徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は川崎市内・横浜市鶴見区内とする。

(入退所)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減などを図るために、一時的に居宅で日常生活を営むのに支障がある者を対象に、介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

2 事業所は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健、医療・福祉サービス機関との密接な連携を図り、介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健、医療・福祉サービスを利用できるよう援助するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第10条 事業所は利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2 職員は、サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

- 3 利用者本人または利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 4 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

- 第11条 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 3 おむつ着用の入所者についておむつを適切に交換する。
 - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 5 利用者の負担により当該介護予防短期入所生活介護の職員以外の者による介護を受けさせない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- 2 利用者は健康に留意するものとする。
 - 3 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。
 - 4 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等の対応方法)

- 第13条 事業所は、現に介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医又は事業所が定める協力医療機関並びに家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は介護予防短期入所生活介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取る。
- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(研 修)

- 第15条 事業所は職員の資質の向上を図るため、必要な研修を適宜行う。

(個人情報保護)

- 第16条 職員、非常勤職員及び派遣職員は、業務上知り得た利用者・利用者の家族又は身元保証人に関する個人情報を、同意を得た利用目的の範囲内かつ必要最小限で使用するよう留意し、正当な理由もなく第三者に漏らしてはならない。
- 2 職員、非常勤職員及び派遣職員は、退職後、就業中に業務上知り得た利用者・利用者の家族又は身元保証人の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないよう、雇入時に必要な措置を講じるものとする。
 - 3 職員、非常勤職員及び派遣職員は、利用者等の個人情報について適正かつ適切な取り扱いに努力し、法令や行政のガイドライン等に沿って定めた「個人情報に関する基本方針」に基づいて、個人情報の保護に努めなくてはならない。

（身体的拘束）

第17条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスを提供するものとし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限するような行為を行ってはならない。

（虐待防止のための措置）

第18条 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底をする。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

（苦情処理）

第19条 事業所は、提供した介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口及び担当者の設置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第20条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。
ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

（衛生管理）

第21条 事業所は、設備・備品等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第22条 事業所は、運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

（記録等の整備）

第23条 管理者は、職員、設備、備品、ケース記録及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(委 任)

第24条 この規定に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は、施設長が定める。

付則

この規定は令和6年7月1日から施行する。